

改 正 案	現 行
<p><b>第五章 条例、細則、手数料等</b></p> <p><b>開発許可等事務連絡会議設置要綱</b></p> <p style="text-align: right;">制定 平成 4年 4月 制定</p> <p style="text-align: right;">改正 平成22年 6月22日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成24年 4月26日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月31日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成30年 6月 6日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成31年 3月29日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;"><u>令和 2年 3月31日 開発指導課長決裁</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、開発許可等事務連絡会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等の許可に伴う事務を迅速、かつ適正に処理するため、開発許可等事務連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 開発行為の許可等を受けようとする者が提出した図書のうち、特に連絡調整を要する事項</p> <p>(2) その他委員長が必要と認めた事項</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 連絡会議に委員長及び委員を置く。</p> <p>2 委員長は、開発指導課に属する事務を所管する都市政策部長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員長は、連絡会議の会務を総括する。</p> <p>(議事)</p> <p>第6条 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>2 連絡会議の議長には、委員長をもって充てる。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、審査事項に関係ある者を連絡会議に出席させることができる。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第7条 委員長は、第3条に規定する事項のうち、簡易な事項を審議するため小委員会を設置することができる。</p> <p>(代理出席)</p>	<p><b>第五章 条例、細則、手数料等</b></p> <p><b>開発許可等事務連絡会議設置要綱</b></p> <p style="text-align: right;">制定 平成 4年 4月 制定</p> <p style="text-align: right;">改正 平成22年 6月22日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成24年 4月26日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月31日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成30年 6月 6日 開発景観課長決裁</p> <p style="text-align: right;">平成31年 3月29日 開発景観課長決裁</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、開発許可等事務連絡会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等の許可に伴う事務を迅速、かつ適正に処理するため、開発許可等事務連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(3) 開発行為の許可等を受けようとする者が提出した図書のうち、特に連絡調整を要する事項</p> <p>(4) その他委員長が必要と認めた事項</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 連絡会議に委員長及び委員を置く。</p> <p>2 委員長は、開発指導課に属する事務を所管する都市政策部長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員長は、連絡会議の会務を総括する。</p> <p>(議事)</p> <p>第6条 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>2 連絡会議の議長には、委員長をもって充てる。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、審査事項に関係ある者を連絡会議に出席させることができる。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第7条 委員長は、第3条に規定する事項のうち、簡易な事項を審議するため小委員会を設置することができる。</p> <p>(代理出席)</p> <p>第8条 委員に事故があるときは、その者の職務上の代理者を連絡会議に出席させ、その</p>

第8条 委員に事故があるときは、その者の職務上の代理者を連絡会議に出席させ、その委員の職務にあたらせることができる。

(報告)

第9条 委員長は、特に重要と思われる審議事項に関し、その経過等について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 連絡会議の事務局は、都市建設局都市政策部開発指導課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

委員の職務にあたらせることができる。

(報告)

第9条 委員長は、特に重要と思われる審議事項に関し、その経過等について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 連絡会議の事務局は、都市建設局都市政策部開発指導課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

開発許可等事務連絡会議委員		別表 1	
名称	局	部	課
委員長	都市建設局	都市政策部	都市政策部長
委員	都市建設局	都市政策部	都市政策課長
			建築指導課長
			都市整備景観課長
		土木部	土木総務課長
			道路整備課長
			土木管理課長
			河川課長
			公園課長
			東区土木センター所長
			中央・西区土木センター所長
			南区土木センター所長
			北区土木センター所長
			経済観光局
	産業振興課長		
	文化市民局	文化創造部	文化財課長
	農水局	農政部	農業政策課長
			農地整備課長
		北東部農業振興センター	基盤整備課長
		西南部農業振興センター	基盤整備課長
	環境局	環境推進部	環境政策課長
			環境共生課長
			水保全課長
		資源循環部	ごみ減量推進課長
			浄化対策課長
	政策局	総合政策部	政策企画課長
	中央区役所	区民部	総務企画課長
	東区役所	区民部	総務企画課長
	西区役所	区民部	総務企画課長
	南区役所	区民部	総務企画課長
	北区役所	区民部	総務企画課長
	教育委員会事務局	教育総務部	学校施設課長
		学校教育部	指導課長
	上下水道局	総務部	給排水設備課長
計画整備部		計画調整課長	
維持管理部		管路維持課長	
消防局	中央消防署長		
	東消防署長		
	西消防署長		
	南消防署長		
	北消防署長		
農業委員会事務局	副事務局長		
事務局	都市建設局	都市政策部	開発指導課長

開発許可等事務連絡会議委員		別表 1			
名称	局	部	課		
委員長	都市建設局	都市政策部	都市政策部長		
委員	都市建設局	都市政策部	都市政策課長		
			建築指導課長		
			都市整備景観課長		
		土木部	土木総務課長		
			道路整備課長		
			土木管理課長		
			河川課長		
			公園課長		
			東部土木センター所長		
			西部土木センター所長		
			北部土木センター所長		
			経済観光局	産業部	商業金融課長
					産業振興課長
	文化・スポーツ交流部	文化振興課長			
		農水局	農政部	農業政策課長	
	農地整備課長				
	東農業振興課長				
	西農業振興課長				
	南農業振興課長				
	北農業振興課長				
	環境局	環境推進部	環境政策課長		
			環境共生課長		
			水保全課長		
		資源循環部	ごみ減量推進課長		
			浄化対策課長		
	政策局	総合政策部	政策企画課長		
	中央区役所	区民部	総務企画課長		
	東区役所	区民部	総務企画課長		
	西区役所	区民部	総務企画課長		
	南区役所	区民部	総務企画課長		
	北区役所	区民部	総務企画課長		
	教育委員会事務局	教育総務部	学務課長		
			施設課長		
上下水道局	総務部	給排水設備課長			
	計画整備部	計画調整課長			
	維持管理部	管路維持課長			
消防局	中央消防署長				
	東消防署長				
	西消防署長				
	南消防署長				
	北消防署長				
農業委員会事務局	副事務局長				
事務局	都市建設局	都市政策部	開発指導課長		

## 熊本市違反宅地開発措置要綱

制定 平成14年 6月14日都市整備局長決裁  
改正 平成24年 4月26日開発景観課長決裁  
改正 令和 2年 3月31日開発指導課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、違法な宅地開発の是正、監督処分等に関する事務手続を定めることにより、違反行為の防止及び事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項から第4項に掲げるところにより、当該各項に定めるところによるほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の例による。

2 この要綱において「宅地開発」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 都市計画法第4条第10項に定める建築物の建築及び用途変更、同条第11項に定める特定工作物の建設並びに同条第12項に定める開発行為
- (2) 宅地造成等規制法第2条第2号に定める宅地造成

3 この要綱において「違反宅地開発」とは、前項各号の法律の規定に基づく命令、処分等に違反した行為をいう。

4 この要綱において「違反行為者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 都市計画法第81条第1項各号に該当する者
- (2) 宅地造成等規制法第14条第1項から第3項に該当する者

(措置上の原則)

第3条 違反宅地開発に関する措置は、迅速かつ正確に処理し、不公平な処分にならないように十分留意しなければならない。

(連携)

第4条 違反宅地開発に対し措置を講じるに当たっては、当該違反宅地開発に係る部局と連携し、対応しなければならない。

(呼出・指導)

第5条 市長は、違反宅地開発の通報等があった場合は現地を調査し、違反の事実を確認しなければならない。

2 市長は、前項の調査により違反宅地開発と確認した場合は、違反行為者に対し違反の内容、法令等の根拠等を説明し、必要に応じて工事の停止、使用の禁止等を指示するものとする。

3 市長は、違反行為者及び違反宅地開発に関与したと思われる者を文書(様式第2号)により任意に呼び出し、事情聴取するものとする。

第6条 市長は、違反行為者に対し原則として7日以内に是正計画書(様式第3号)を提出するよう指導するものとする。

(違反台帳等の作成)

第7条 市長は、第5条第1項により違反の事実を確認した場合は、違反報告書兼台帳(様式第1号)を作成しなければならない。

(指示書)

第8条 市長は、違反行為者が呼び出しに応じない場合、是正計画書を提出しない場合又は是正計画を履行しない場合は、違反の内容、法令等の根拠、是正内容等を記載した指示書(様式第4号)を交付し、違反宅地開発の是正を指導するものとする。

## 熊本市違反宅地開発措置要綱

制定 平成14年 6月14日都市整備局長決裁  
改正 平成24年 4月26日開発景観課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、違法な宅地開発の是正、監督処分等に関する事務手続を定めることにより、違反行為の防止及び事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項から第4項に掲げるところにより、当該各項に定めるところによるほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の例による。

2 この要綱において「宅地開発」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 都市計画法第4条第10項に定める建築物の建築及び用途変更、同条第11項に定める特定工作物の建設並びに同条第12項に定める開発行為
- (2) 宅地造成等規制法第2条第2号に定める宅地造成

3 この要綱において「違反宅地開発」とは、前項各号の法律の規定に基づく命令、処分等に違反した行為をいう。

4 この要綱において「違反行為者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 都市計画法第81条第1項各号に該当する者
- (2) 宅地造成等規制法第14条第1項から第3項に該当する者

(措置上の原則)

第3条 違反宅地開発に関する措置は、迅速かつ正確に処理し、不公平な処分にならないように十分留意しなければならない。

(連携)

第4条 違反宅地開発に対し措置を講じるに当たっては、当該違反宅地開発に係る部局と連携し、対応しなければならない。

(呼出・指導)

第5条 市長は、違反宅地開発の通報等があった場合は現地を調査し、違反の事実を確認しなければならない。

2 市長は、前項の調査により違反宅地開発と確認した場合は、違反行為者に対し違反の内容、法令等の根拠等を説明し、必要に応じて工事の停止、使用の禁止等を指示するものとする。

3 市長は、違反行為者及び違反宅地開発に関与したと思われる者を文書(様式第2号)により任意に呼び出し、事情聴取するものとする。

第6条 市長は、違反行為者に対し原則として7日以内に是正計画書(様式第3号)を提出するよう指導するものとする。

(違反台帳等の作成)

第7条 市長は、第5条第1項により違反の事実を確認した場合は、違反報告書兼台帳(様式第1号)を作成しなければならない。

(指示書)

第8条 市長は、違反行為者が呼び出しに応じない場合、是正計画書を提出しない場合又は是正計画を履行しない場合は、違反の内容、法令等の根拠、是正内容等を記載した指示書(様式第4号)を交付し、違反宅地開発の是正を指導するものとする。

<p>る。</p> <p>(勧告書)</p> <p>第9条 市長は、違反行為者が前条の規定に基づく是正指導に応じない場合は、勧告書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>(完結)</p> <p>第10条 市長は、是正が完了したと認めた場合は、違反行為者に対しその旨を完了通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p> <p>(聴聞等)</p> <p>第11条 市長は、勧告書による是正指導に応じない者に対して不利益処分を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)、熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成7年規則第1号)に基づいて聴聞を行うか、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第12条 市長は、前条に基づき違反行為者からの聴聞等を行った後、違反を是正するための監督処分を行うものとする。</p> <p>2 前項の処分は、違反行為者に対し文書(様式第7号)により通知するものとする。</p> <p>3 都市計画法第81条第3項の公示は、様式第9号(熊本市都市計画法施行細則(平成8年規則第16号)様式第23号による標識)及び様式第10号によるものとする。</p> <p>(電気、水道、ガスの各事業者に対する協力の依頼等)</p> <p>第13条 市長は、都市計画法第29条第1項又は第2項に違反し、前条第1項の監督処分を受けた者の区域を所管する電気事業者、水道事業者又はガス事業者(次条において「電気事業者等」という。)に対し、供給の申し込みの承諾を保留するよう要請(様式第11号)するものとする。</p> <p>(解除の通知)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項の監督処分をした場合において、その処分を解除する必要があるときは、被処分者に対し命令を解除する通知(様式第8号)を、電気事業者等に対し供給の申し込みの承諾依頼の解除を通知(様式第12号)するものとする。</p> <p>(告発)</p> <p>第15条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、著しく悪質と認めた場合は、所轄警察署長に様式第13号により告発するものとする。</p> <p>(行政代執行)</p> <p>第16条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、必要があると認めた場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく行政代執行を行うものとする。この場合の様式は、様式第14号から第17号までによるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成14年6月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年4月26日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月31日から施行する。</p>	<p>る。</p> <p>(勧告書)</p> <p>第9条 市長は、違反行為者が前条の規定に基づく是正指導に応じない場合は、勧告書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>(完結)</p> <p>第10条 市長は、是正が完了したと認めた場合は、違反行為者に対しその旨を完了通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p> <p>(聴聞等)</p> <p>第11条 市長は、勧告書による是正指導に応じない者に対して不利益処分を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)、熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成7年規則第1号)に基づいて聴聞を行うか、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第12条 市長は、前条に基づき違反行為者からの聴聞等を行った後、違反を是正するための監督処分を行うものとする。</p> <p>2 前項の処分は、違反行為者に対し文書(様式第7号)により通知するものとする。</p> <p>3 都市計画法第81条第3項の公示は、様式第9号(熊本市都市計画法施行細則(平成8年規則第16号)様式第23号による標識)及び様式第10号によるものとする。</p> <p>(電気、水道、ガスの各事業者に対する協力の依頼等)</p> <p>第13条 市長は、都市計画法第29条第1項又は第2項に違反し、前条第1項の監督処分を受けた者の区域を所管する電気事業者、水道事業者又はガス事業者(次条において「電気事業者等」という。)に対し、供給の申し込みの承諾を保留するよう要請(様式第11号)するものとする。</p> <p>(解除の通知)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項の監督処分をした場合において、その処分を解除する必要があるときは、被処分者に対し命令を解除する通知(様式第8号)を、電気事業者等に対し供給の申し込みの承諾依頼の解除を通知(様式第12号)するものとする。</p> <p>(告発)</p> <p>第15条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、著しく悪質と認めた場合は、所轄警察署長に様式第13号により告発するものとする。</p> <p>(行政代執行)</p> <p>第16条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、必要があると認めた場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく行政代執行を行うものとする。この場合の様式は、様式第14号から第17号までによるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成14年6月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年4月26日から施行する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

要綱様式第1号(その1)(第7条関係)

違反報告書兼台帳			
違反場所	熊本市 (地目: )		
違反概要			
発見日・発見方法	年 月 日 通報・投書・パトロール・陳情・その他		
宅地開発事業の目的・規模			
建築物の用途・構造・規模	造り地上	建築面積	m <sup>2</sup>
	地下 階建て	延床面積	m <sup>2</sup>
		敷地面積	m <sup>2</sup>
区域区分	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外		
	用途地域	宅地造成工事規制区域 内・外	
	他法令指定区域		
工事進捗度	着工時期		
	違反行為完了		
事業主住所氏名			
工事施行者住所氏名			
設計者住所氏名			
工事管理者住所氏名			
土地・建物所有者住所氏名			
応対者住所氏名			
違反法令条項	法 第 条第 項	違反内容	
許可の有無内容			

要綱様式第1号(その1)(第7条関係)

違反報告書兼台帳			
違反場所	熊本市 (地目: )		
違反概要			
発見日・発見方法	平成 年 月 日 通報・投書・パトロール・陳情・その他		
宅地開発事業の目的・規模			
建築物の用途・構造・規模	造り地上	建築面積	m <sup>2</sup>
	地下 階建て	延床面積	m <sup>2</sup>
		敷地面積	m <sup>2</sup>
区域区分	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外		
	用途地域	宅地造成工事規制区域 内・外	
	他法令指定区域		
工事進捗度	着工時期		
	違反行為完了		
事業主住所氏名			
工事施行者住所氏名			
設計者住所氏名			
工事管理者住所氏名			
土地・建物所有者住所氏名			
応対者住所氏名			
違反法令条項	法 第 条第 項	違反内容	
許可の有無内容			

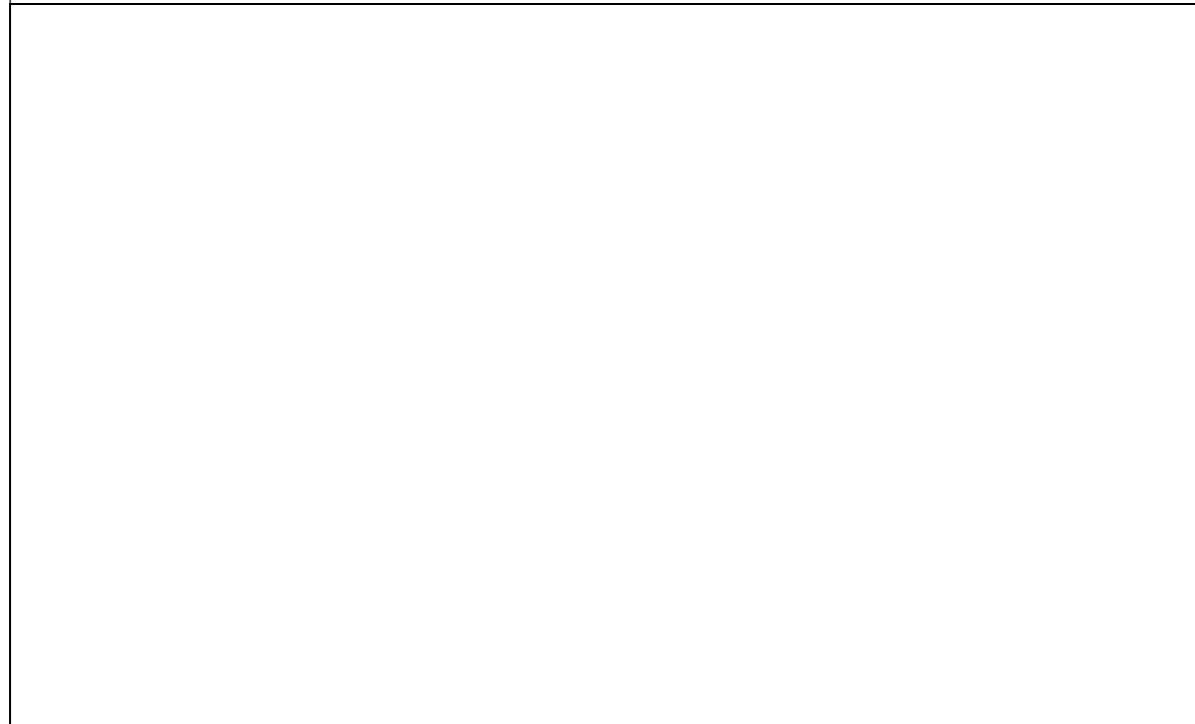


要綱様式第1号(その3)(第7条関係)

位置図(10,000分の1)



現況状況略図

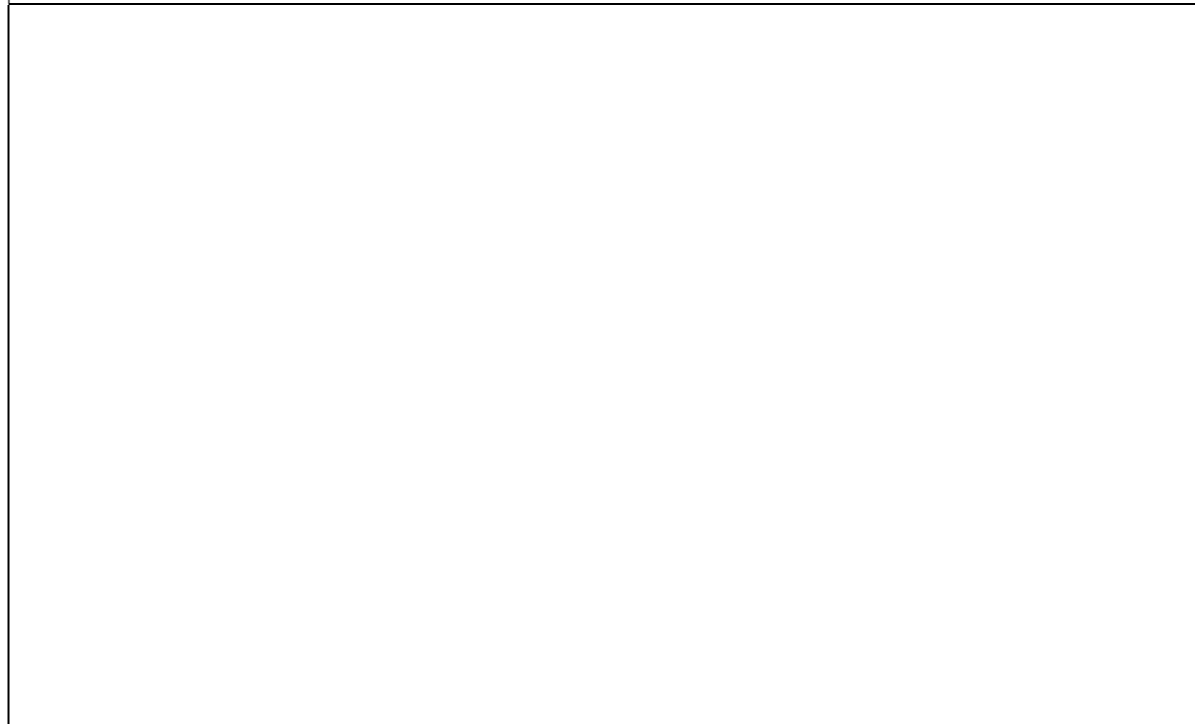


要綱様式第1号(その3)(第7条関係)

位置図(10,000分の1)



現況状況略図





要綱様式第1号(その4)(第7条関係)

撮影 場所	撮影年月日 時 間	年 月 日 時 分	撮影者 氏 名
----------	--------------	--------------	------------

--	--	--	--

要綱様式第1号(その4)(第7条関係)

撮影 場所	撮影年月日 時 間	年 月 日 時 分	撮影者 氏 名
----------	--------------	--------------	------------

--	--	--	--

要綱様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

通 知 書

熊本市 土地について、あなたに事情をお尋ねしたいので、下記によりご来庁ください。  
なお、指定日時に来庁できない場合は、必ずご連絡ください。  
また、本人に代わって代理人が来庁する場合は、委任状を持参させてください。

記

- 1 日 時 年 月 日（曜日） 時
- 2 場 所
- 3 同伴者
- 4 持参する図書

要綱様式第2号（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

通 知 書

熊本市 土地について、あなたに事情をお尋ねしたいので、下記によりご来庁ください。  
なお、指定日時に来庁できない場合は、必ずご連絡ください。  
また、本人に代わって代理人が来庁する場合は、委任状を持参させてください。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日（曜日） 時
- 2 場 所
- 3 同伴者
- 4 持参する図書

要綱様式第3号 (第6条関係)

是 正 計 画 書

年 月 日

熊本市長(宛)

住 所  
氏 名 印

下記の 法違反については、下記のとおり是正します。  
また、是正次第、直ちに報告します。

記

1 違反場所	熊本市
2 違反内容	
3 是正内容	① 是正内容
	② 是正工程
	③ 是正完了期限 年 月 日

要綱様式第3号 (第6条関係)

是 正 計 画 書

平成 年 月 日

熊本市長(宛)

住 所  
氏 名 印

下記の 法違反については、下記のとおり是正します。  
また、是正次第、直ちに報告します。

記

1 違反場所	熊本市
2 違反内容	
3 是正内容	① 是正内容
	② 是正工程
	③ 是正完了期限 平成 年 月 日

要綱様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

指 示 書

あなたの熊本市 の〔開発行為・建築工事・宅地造成事業〕は  
法第 条の規定に違反しているので、直ちに下記のとおり是正するよう指示します。  
なお、この指示に従わない場合は、法第 条第 項の規定により監督処分をすることもあります。

記

1 違反内容	
2 是正内容	

要綱様式第4号（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

指 示 書

あなたの熊本市 の〔開発行為・建築工事・宅地造成事業〕は  
法第 条の規定に違反しているので、直ちに下記のとおり是正するよう指示します。  
なお、この指示に従わない場合は、法第 条第 項の規定により監督処分をすることもあります。

記

1 違反内容	
2 是正内容	

要綱様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

勸告書

年 月 日付け第 号の指示書により {開発行為・建築工事・宅地造成事業} に係る違反の是正の指示をしましたが、未だ是正されていません。

ここに、上記の指示書に従い違反の是正を行うよう勸告します。

なお、この勸告に従わない場合は、法第 条第 項の規定により監督処分することとなります。

要綱様式第5号（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

勸告書

平成 年 月 日付け第 号の指示書により {開発行為・建築工事・宅地造成事業} に係る違反の是正の指示をしましたが、未だ是正されていません。

ここに、上記の指示書に従い違反の是正を行うよう勸告します。

なお、この勸告に従わない場合は、法第 条第 項の規定により監督処分することとなります。

要綱様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

完 了 通 知 書

あなたの熊本市 における {開発行為・建築工事・宅地造成事業} について、是正が完了したことを  
確認しましたので通知します。

なお、今後は適法に手続を進めてください。

要綱様式第6号（第10条関係）

第 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

完 了 通 知 書

あなたの熊本市 における {開発行為・建築工事・宅地造成事業} について、是正が完了したことを  
確認しましたので通知します。

なお、今後は適法に手続を進めてください。

要綱様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

監督処分通知書

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

下記のとおり、あなたに対し 法第 条第 項の規定に基づく処分を行います。

なお、この処分に対し不服がある場合は、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に熊本市開発審査会に対し審査請求をすることができます。

記

違反行為者	住 所	
	氏 名	
違 反 場 所		
違反根拠及び内容		
処 分 内 容		
備 考		

要綱様式第7号（第12条関係）

第 号  
平成 年 月 日

監督処分通知書

様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

下記のとおり、あなたに対し 法第 条第 項の規定に基づく処分を行います。

なお、この処分に対し不服がある場合は、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に熊本市開発審査会に対し審査請求をすることができます。

記

違反行為者	住 所	
	氏 名	
違 反 場 所		
違反根拠及び内容		
処 分 内 容		
備 考		

要綱様式第8号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

命令解除通知書

あなたの熊本市 における {開発行為・建築工事・宅地造成事業} について、  
第 項の規定に基づいて 年 月 日付第 号で  
を命じていましたが、違反が是正されたことを確認しましたので命令を解除します。  
なお、今後は適法に手続を進めてください。

法第 条

要綱様式第8号（第14条関係）

第 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

命令解除通知書

あなたの熊本市 における {開発行為・建築工事・宅地造成事業} について、  
第 項の規定に基づいて平成 年 月 日付第 号で  
を命じていましたが、違反が是正されたことを確認しましたので命令を解除します。  
なお、今後は適法に手続を進めてください。

法第 条



都市計画法による命令の公示

所在地

命令を受けた者の氏名

この は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日付けで、同法第八十一条に基づきを命じた。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は、罰せられます。

3 年 月 日 

{	水道事業者名	}	}	}	}	}
	電気事業者名					
	ガス事業者名					

 に対して 

{	水道	}
	電気	
	ガス	

 の供給の申込みの承

諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

熊本市長

都市計画法による命令の公示

所在地

命令を受けた者の氏名

この は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日付けで、同法第八十一条に基づきを命じた。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は、罰せられます。

3 年 月 日 

{	水道事業者名	}	}	}	}	}
	電気事業者名					
	ガス事業者名					

 に対して 

{	水道	}
	電気	
	ガス	

 の供給の申込みの承

諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

熊本市長

要綱様式第10号（第12条関係）（都市計画法第81条第3項に基づく告示）

告示第 号  
年 月 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名
- 2 命令に係る土地（建築物等）の所在地
- 3 命令の内容

要綱様式第10号（第12条関係）（都市計画法第81条第3項に基づく告示）

告示第 号  
平成 年 月 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名
- 2 命令に係る土地（建築物等）の所在地
- 3 命令の内容

要綱様式第11号 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

都市計画法施行に係る協力について (要請)

このことについて、下記の開発行為については都市計画法第29条 {第1項・第2項} 違反のため、同法第81条第1項の規定に基づき行政処分を行いましたので、{水道・電気・ガス} の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまで、承諾を保留するよう要請します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名
- 3 予定建築物の用途
- 4 行政処分の内容  
別紙のとおり (命令書の写し・告発状の写し)

要綱様式第11号 (第13条関係)

第 号  
平成 年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

都市計画法施行に係る協力について (要請)

このことについて、下記の開発行為については都市計画法第29条 {第1項・第2項} 違反のため、同法第81条第1項の規定に基づき行政処分を行いましたので、{水道・電気・ガス} の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまで、承諾を保留するよう要請します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名
- 3 予定建築物の用途
- 4 行政処分の内容  
別紙のとおり (命令書の写し・告発状の写し)

要綱様式第12号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

都市計画法施行に係る供給停止の解除について

このことについて、 年 月 日付第 号で依頼しましたことについては、その後是正されましたので供給停止を解除されるよう通知します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名

要綱様式第12号(第14条関係)

第 号  
平成 年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

都市計画法施行に係る供給停止の解除について

このことについて、平成 年 月 日付第 号で依頼しましたことについては、その後是正されましたので供給停止を解除されるよう通知します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名

要綱様式第13号 (第15条関係)

告 発 状

第 号  
年 月 日

警察署長 様

告発人 官職  
氏名 印

下記のとおり、被告発人に対し

違反容疑により告発いたします。

記

- 1、告発人 住所  
官職  
氏名
- 2、被告発人 住所  
氏名

3、違反事実 (具体的に)

4、適用される法律等

5、参考事項

(1) 告発に至るまでの経過及び措置

(2) 添付図書 (現地図書・命令書写し・市広報写し・函面等)

(記載要領)

1 告発状の記載事項

- (1) 告発人の住所、職名及び氏名
- (2) 被告発人の住所又は所在地及び氏名又は名称 (代表者氏名)
- (3) 告発理由及び違反事実 (具体的にかつ簡潔に記載すること。)

要綱様式第13号 (第15条関係)

告 発 状

第 号  
平成 年 月 日

警察署長 様

告発人 官職  
氏名 印

下記のとおり、被告発人に対し

違反容疑により告発いたします。

記

- 1、告発人 住所  
官職  
氏名
- 2、被告発人 住所  
氏名

3、違反事実 (具体的に)

4、適用される法律等

5、参考事項

(1) 告発に至るまでの経過及び措置

(2) 添付図書 (現地図書・命令書写し・市広報写し・函面等)

(記載要領)

1 告発状の記載事項

- (1) 告発人の住所、職名及び氏名
- (2) 被告発人の住所又は所在地及び氏名又は名称 (代表者氏名)
- (3) 告発理由及び違反事実 (具体的にかつ簡潔に記載すること。)

- (4) 適用する法律名及び条項
- (5) 告発に至るまでの経過及び是正措置
- (6) 告発年月日
- (7) 警察署長（司法警察職員）宛書

## 2 告発書記載上の注意点

- (1) A4用紙に横書きとすること。
- (2) 違反行為を十分立証すること。

## 3 告発書証拠書類

### (1) 違反報告書兼台帳

- ア 実際に調査した者が上司に報告する形式で作成すること。
- イ 報告者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 報告書の作成年月日を記載すること。

### (2) 現場写真

- ア 違反の状況が明瞭に判るような写真を添付すること。
- イ 撮影者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 撮影年月日及び時間を記載すること。

### (3) 関係図画

- ア 図画に違反の事実が明瞭に判るようにすること。
- イ 図画作成者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 図画の作成年月日を記載すること。

### (4) 監督処分書（写し）

### (5) その他参考資料（指示書、勧告書、通知書、市広報の写し等）

### (6) 配達証明書の写し

- (4) 適用する法律名及び条項
- (5) 告発に至るまでの経過及び是正措置
- (6) 告発年月日
- (7) 警察署長（司法警察職員）宛書

## 2 告発書記載上の注意点

- (1) A4用紙に横書きとすること。
- (2) 違反行為を十分立証すること。

## 3 告発書証拠書類

### (1) 違反報告書兼台帳

- ア 実際に調査した者が上司に報告する形式で作成すること。
- イ 報告者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 報告書の作成年月日を記載すること。

### (2) 現場写真

- ア 違反の状況が明瞭に判るような写真を添付すること。
- イ 撮影者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 撮影年月日及び時間を記載すること。

### (3) 関係図画

- ア 図画に違反の事実が明瞭に判るようにすること。
- イ 図画作成者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 図画の作成年月日を記載すること。

### (4) 監督処分書（写し）

### (5) その他参考資料（指示書、勧告書、通知書、市広報の写し等）

### (6) 配達証明書の写し

要綱様式第14号(第16条関係)

戒告書

第号  
年月日

住所  
氏名様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

あなたに 年 月 日付第 号で 法第 条第 項の規定に基づき処分を行いました。未だ義務が履行されておきませんので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定により下記のとおり戒告します。

記

次のことについて、 年 月 日までに必ず履行してください。  
(履行内容)

もし同期限までに履行されない場合は、行政代執行法第2条に基づき代執行を行い、これに要した費用をあなたから徴収します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第14号(第16条関係)

戒告書

第号  
平成 年 月 日

住所  
氏名様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

あなたに平成 年 月 日付第 号で 法第 条第 項の規定に基づき処分を行いました。未だ義務が履行されておきませんので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定により下記のとおり戒告します。

記

次のことについて、平成 年 月 日までに必ず履行してください。  
(履行内容)

もし同期限までに履行されない場合は、行政代執行法第2条に基づき代執行を行い、これに要した費用をあなたから徴収します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第15号(第16条関係)

代執行令書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

あなたは 年 月 日付第 号による戒告にもかかわらず、その義務を履行されておられません。  
したがって、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条に基づき下記のとおり代執行を実施します。

記

- 1 代執行内容
- 2 代執行費用(概算見積額) 円
- 3 代執行責任者 職氏名
- 4 代執行の実施時期 年 月 日(曜日) 時から

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第15号(第16条関係)

代執行令書

第 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

あなたは平成 年 月 日付第 号による戒告にもかかわらず、その義務を履行されておられません。  
したがって、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条に基づき下記のとおり代執行を実施します。

記

- 1 代執行内容
- 2 代執行費用(概算見積額) 円
- 3 代執行責任者 職氏名
- 4 代執行の実施時期 平成 年 月 日(曜日) 時から

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。



要綱様式第16号(第16条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

代執行費用支払通知書

年 月 日に実施しました行政代執行に係る費用を下記のとおり徴収しますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条に基づき通知します。

記

- 1 徴収する費用額 円
- 2 納 入 期 限 年 月 日
- 3 納 入 方 法 別途納入書により納めてください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第16号(第16条関係)

第 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

代執行費用支払通知書

平成 年 月 日に実施しました行政代執行に係る費用を下記のとおり徴収しますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条に基づき通知します。

記

- 1 徴収する費用額 円
- 2 納 入 期 限 平成 年 月 日
- 3 納 入 方 法 別途納入書により納めてください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第17号(第16条関係)

執行責任者証

第 号  
年 月 日

所 属  
職氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

記

- 1 行政代執行をなすべき事項  
代執行令書( 年月 日 付第 号)記載の熊本市 町 番地以内の 不法建築物の除去
- 2 行政代執行をなすべき時期  
年月 日から 年月 日までの間

行政代執行法(抄)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

要綱様式第17号(第16条関係)

執行責任者証

第 号  
平成 年 月 日

所 属  
職氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

熊本市長 印  
(開発景観課扱い)

記

- 1 行政代執行をなすべき事項  
代執行令書(平成 年月 日 付第 号)記載の熊本市 町 番地以内の 不法建築物の除去
- 2 行政代執行をなすべき時期  
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間

行政代執行法(抄)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。